平成１４年５月１０日

新しい司法修習について（抜粋）

最　高　裁　判　所

第２　新しい司法修習の構想

２　新しい実務修習

○　新しい司法修習における実務修習では，法律実務の個別の分野別での修習という枠組みに併せて，より多様かつ総合的に法律実務を体験的に学んでいくプログラムを導入することも考える。

⑴　**分野別修習**

実務修習は，生きた事件に直接接することで実務のエッセンスを体得する実践的教育の場としての役割を果たすものであり，裁判修習，検察修習，弁護修習という従前の分野別修習の枠組みは，法曹のそれぞれの立場に立って，法曹実務に必要とされる能力等を養うという点で極めて効果的である。新しい司法修習においても，分野別修習を実務修習の基本的な枠組みとしたい。

⑵　**総合的なプログラム**

分野別修習の教育効果の深化と補完を図るため，各司法修習生の志望や修習実績等を踏まえ，専門的・先端的領域や国際的分野における多様・多彩な活躍の素地を与えることも視野に入れて，様々な形で法曹の実務を総合的・選択的に体験していくというプログラムを設けることも検討する。